

## 文学部生のための教職免許に関するQ & A

**Q : 文学部ではどのような教職免許が取得できますか？**

**A :** 文学部で取得できるおもな教職免許の科目としては、国語〔中学校一種，高等学校一種〕，社会〔中学校一種〕，地理歴史〔高等学校一種〕，公民〔高等学校一種〕，外国語（英語）〔中学校一種，高等学校一種〕などがあります。なお，大学院修士課程修了者で所定の単位を修得すれば，中学校専修・高等学校専修免許状を取得することができます。

**Q : 一種免許と専修免許の違いは何ですか？**

**A :** 一種免許状は，学部で所定の単位を修得し，卒業することで取得できる免許状です。一方，専修免許状は，一種免許状を基礎にして，大学院修士課程で所定の単位を修得し，修了することで取得できる免許状です。つまり，専修免許状は一種免許状の上位の免許状になります。現在の教員採用試験において必要とされる免許状は，一種免許状がほとんどで，専修免許状が求められることは稀ではありますが，専修免許状を有していると，教員として採用された後，昇格試験等の際に有利に働くこともあります。

**Q : 教職免許を取得するためには，どのような単位が必要になりますか？**

**A :** 教育学部で開講されている＜教職に関する科目＞とおもに文学部で開講される＜教科に関する科目＞（ともに「手引き」を参照）のほかに，全学共通科目のなかから「日本国憲法」，「運動科学」（または「体力医科学」），「スポーツ実習」，「外国語コミュニケーション」（英語 IA・IB など），「情報機器の操作」（「人文情報基礎 A・B」など）を修得しておくことが必要になります。なお，「運動科学」や「英語 IA・IB」など，半期で一単位しか認められない科目もありますので（※多くは半期で二単位）、便覧で必ず確認をしておいてください。

**Q : 「外国語コミュニケーション」とはどのような科目ですか？**

**A :** 全学共通科目の C 群にあたる科目です。文学部生は必修科目として必要単位は修得することになりますので，別個に改めて修得する必要はありません。

**Q : 「道徳教育論」は受講する必要がありますか？**

**A :** 中学校の免許を希望する人は，この単位が必修となりますので受講する必要があります。ただし，この科目は高等学校の免許の単位としては認められていませんので，高等学校の免許のみ希望する人は必ずしも受講する必要はありません。

**Q : 中学校の「社会」と高等学校の「地理歴史」の免許状を合わせて取得したいと思って**

いるのですが、重複している授業科目は、それぞれの教科でカウントできますか？

A：＜教科に関する科目＞に指定されている科目であれば、どちらにもカウントされます（同じ科目を2回履修する必要はありません）。ただし、＜教職に関する科目＞の「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」「地理歴史科教育法」「公民科教育法」などは各科目で別個に必要な単位ですので、それぞれの科目にしか適用されません。

Q：「教科又は教職に関する科目」とはどのような科目ですか？

A：特定の科目は設定していません。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位数がそちらに充当されることとなります。例えば、公民の「教科に関する科目」の単位を30単位修得した場合、「教科に関する科目」として必要な20単位を引いた10単位を「教科又は教職に関する科目」の単位としてカウントできるということです。

Q：免許を取得するなら、中学校・高等学校両方を取得したほうがいいでしょうか？

A：教員を志望しているのであれば、中学校と高校の両方の免許状を取得した方がよいでしょう。教員採用試験の出願条件が、中学校・高校、両方の免許状を有している人に限る場合があるからです。

Q：中学校と高校の両方の免許を取得する場合、教育実習は両方で行わなければならないのでしょうか？

A：どちらかで構いません。ただし、中学校の免許を希望している人は、高校で実習を行う場合でも3週間以上の実習期間を確保しなければなりません。

Q：大学院に進学後、教育実習に行くことは可能ですか？

A：可能です。学部生と同じ手続きをとってください。

Q：教員免許を卒業するまでに取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか？

A：可能です。卒業後、科目等履修生となることで不足している科目を履修することができます。また、このほかにも通信教育を利用するという方法もあります。

Q：教員免許状を取得するためには、何か手続きを行う必要がありますか？

A：教員免許状は、「大学」ではなく、都道府県の「教育委員会」が交付しますので、所定の申請手続きを行う必要があります。教育委員会への免許状申請は、卒業・修了対象者に限り学部ごとに一定の様式に従ってまとめて行います。掲示を見落とさないようにしてください。（なお、必要単位をすべて修得したにもかかわらず卒業・修了時に学部での手続きをとらなかった者、また卒業・修了後に不足単位を取得した者については、教員免許状の申請は個人で教育委員会に行うこととなります。）